



令和7年度

上野原市職員採用試験案内

(令和8年4月採用)

- 事務職（行政経験者） -

募集職種 事務職（行政経験者）

受付期間 令和8年 1月26日～2月6日
(郵送の場合は**6日必着**)

上野原市では、令和8年4月採用予定の職員採用試験を実施します。
受験資格・申込方法等は次ページ以降の募集要項をご確認ください。

お問い合わせ、試験申込みはこちらへ
上野原市役所 総務部総務課人事担当
〒409-0192 山梨県上野原市上野原 3832
Tel 0554-62-3117 Fax 0554-62-5333
<http://www.city.uenohara.yamanashi.jp/>

■募集要項

1 試験職種

試験職種	職務内容	採用予定人員
事務職	市の各機関に勤務し、一般行政事務に従事します。	若干名

2 試験区分、受験資格

【公務員経験者枠】

令和7年3月31日までに、官公庁（国や地方公共団体）における行政事務の経験（会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員は含まない）を5年以上有する者

【本市退職者枠】

令和7年3月31日までに、本市の行政事務の経験（会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員は含まない）を3年以上有する者

職種	試験区分	年齢要件	受験資格
事務職	初級	昭和55年4月2日以降に生まれた者	高等学校を卒業した者又は、これと同等以上の学力を有する者（大学を卒業した者又は、これと同等以上の学力を有する者を除く）
	上級		大学を卒業した者又は、これと同等以上の学力を有する者

（1）欠格事項

上記の受験資格を満たす方であっても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 上野原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（2）職務経験について

- ・ 1年以上継続して勤務した職務経験期間は通算することができます（1年未満の職務経験期間は通算できません）。
- ・ 休業期間（育児休業、介護休業等）は、職務経験期間に含めることはできません。
- ・ 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため職歴証明書を提出していただきます。また、その他勤務状況の証明となる書類を求めることがあります。これらの書類で職務経験期間が証明できない場合は、採用される資格を失います。

3 試験の日時・場所及び試験方法

試験	日 時	令和8年2月17日（火）
	試験会場	上野原市役所 上野原市上野原3832
	試験方法	・個別面接試験 人物についての面接による試験

4 申込手続き及び受付期間等

（1）持参又は郵送（書留）

①受付期間

令和8年1月26日（月）から2月6日（金）まで

受付時間は午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は受付できません）

※郵送の場合は、令和8年1月6日（金）必着とします。

②申込書の配布

市役所総務課で配布します。また、市ホームページからダウンロードすることも可能です。市ホームページからダウンロードする場合は、試験申込書の印刷は必ず受験票の表裏が一体となるよう両面印刷するか、片面印刷した2枚の裏面を糊付けしてください。

③申込み方法

持参・郵送いずれの場合も、受験者本人が記入した試験申込書とエントリーシートを添えて上野原市役所総務課人事担当へ持参するか郵送してください。

郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書し、必ず書留郵便で送付してください。

申込先 〒409-0192

山梨県上野原市上野原3832番地

上野原市役所 総務課人事担当宛て

5 合格者の発表

試験の合否については、本人宛に通知します。

6 合格者から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、その中から採用者を決定します。このため、採用候補者名簿に登載された人全員が採用されるとは限りません。なお、採用候補者名簿の有効期限は、原則として1年です。
- (2) 採用の日から6か月間は条件付採用期間となり、この間良好な成績職務を遂行したときに正式採用となります。
- (3) 所定の期日までに受験資格に職務経験期間を必要とする者は、その職務経験期間が事業所から証明書等で証明できない場合は、採用候補者名簿に掲載されても採用される資格を失います。

7 納入

採用試験に合格し採用される者の初任給は次のとおりです（令和8年1月1日現在）。

区分	経験年数	給料	地域手当	備考
上級	大卒後	232,000円	6,960円	大卒後・高卒後の給料は卒業後、直ちに採用された場合の金額です。 卒業から採用までに経歴等がある方は一定の基準で加算されます。 このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。
	経験5年	251,700円程度	7,551円	
	経験10年	287,200円程度	8,616円	
初級	高卒後	200,300円	6,009円	大卒後・高卒後の給料は卒業後、直ちに採用された場合の金額です。 卒業から採用までに経歴等がある方は一定の基準で加算されます。 このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。
	経験5年	224,100円程度	6,723円	
	経験10年	254,300円程度	7,629円	